

# ほご 保護のしおり

この「しおり」は、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明したものです。

生活にお困りのことや、生活保護について分からないことがあれば、お気軽に久喜市役所生活支援課（本庁舎2階）または、各行政センター内各福祉係にご相談ください。



くきし  
久喜市

くきしふくしじむしょ  
久喜市福祉事務所

くきしふくしぶせいかつしえんか  
(久喜市福祉部生活支援課)

でんわ  
電話：0480-22-1111 (代表)



久喜市の花「コスモス」



久喜市の木「イチョウ」

れいわねんがつかいてい  
令和6年4月改訂

# 目 次

1	生活保護とは	1
2	保護の種類	1
3	保護の申請（手続き）の流れ	2
4	生活保護の調査と決め方	3
5	守られていること	6
6	守っていただくこと	6
7	生活保護が開始となったら	7
8	保護開始となる場合には、次の手続きをしてください	7
9	このようなときは必ず届け出てください	8
10	一時的な扶助を必要とする場合	10
11	就労自立給付金	11
12	進学準備給付金	11
13	保護費を返していただく場合	12
14	医療機関などにかかりたいときは	13
15	介護サービスを利用したいときは	14
16	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度	14
17	ケースワーカーについて	15
18	民生委員・児童委員	15
19	福祉事務所でやっている支援	15
20	その他	16

# 1 生活保護とは

私たちは、病気やケガ、高齢となったことなどで働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下、「法」という。）に基づいて行われます。

生活に困っているときに生活保護を受けることは、「国民の権利」ですから、どなたでも申請することができます。

# 2 保護の種類

生活保護には国が定める、次の8種類の扶助があります。

① 生活扶助	食費、水道光熱費、衣服など日常のくらしのための費用を年齢、世帯の人数などで算定します。
② 住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用を支給します。賃貸住宅の更新料も対象です。
③ 教育扶助	義務教育（小・中学校）に必要な学用品、教材費、給食費などの費用を支給します。
④ 介護扶助	介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の費用です。自己負担は原則発生しません。
⑤ 医療扶助	病気やけがなどをした場合の病院や薬局でかかる費用です。保険診療内であれば、原則自己負担は発生しません。また、治療材料（装具など）を支給します。
⑥ 出産扶助	出産にかかる費用を支給します。（出産扶助では産婦人科で必要となる費用に対応できない場合があります。その際は、助産制度（生活保護外の制度となります）をご案内します）
⑦ 生業扶助	仕事に就くための技能・資格習得のための費用や、高等学校就学のための費用などを支給します。
⑧ 葬祭扶助	世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などを支給します。（葬儀を執り行う際の費用が対象です）

※支給方法は、金銭で支給される場合と介護費や医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。

※このほかに、一時的に必要なものとして被服費や移送費、転居資金などが支給される場合があります。

それぞれ条件や、申請期限がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

### 3 保護の申請（手続き）の流れ

#### 相談

生活保護の相談は、生活支援課又は各行政センター内各福祉係で受け付けています。

また、相談したい方が病気などで来られない場合は、電話などでご連絡ください。

#### 申請

生活保護の申請意思のある方は、生活保護の申請書を提出してください。本人が申請することができない場合は、家族（扶養親族）又は同居の親族による申請もできます。

また、急迫した状況にあるときは、その方が申請をしなくても保護を開始することがあります。その後、急迫した状況がなくなったら、申請や調査にあたって必要な書類（同意書や各種申告書など）を提出していただきます。

なお、申請は口頭でも可能です。

#### 調査

申請後、原則1週間以内に、調査担当（ケースワーカー）が家庭訪問を行い、生活状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。

なお、正当な理由なく調査を拒否されると、生活保護の調査の継続が不可能となるため、保護の決定ができない場合があります。

#### 決定

生活保護が受けられるかどうかは、書面でお知らせします。

生活保護を受けられる場合は、「保護決定通知書」をお渡しします。

生活保護を受けられない場合は、「保護申請却下通知書」をお渡しします。この通知書には、生活保護を受けられない理由が書かれています。

※書類をお渡しする方法は、手渡し又は郵送となります。

※生活保護を受けられるかどうかは、申請のあった日から原則14日以内（特別な理由で調査に時間を要した場合は最長30日まで）に通知します。

## 4 生活保護の調査と決め方

### ● 調査で確認をすること

生活保護を受給するためには、利用し得る資産、能力、その他のあらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となります。

このため、次の(1)から(4)の各項目について、調査で確認します。

#### (1) 資産の活用について

- ① 保有する現金、預貯金は生活費に充ててください。
- ② 高価な貴金属、有価証券などは売却して、生活費に充ててください。
- ③ 生命保険に加入している場合は、原則として解約し、その返戻金を活用する必要があります。ただし、保険料が少額で貯蓄性が無いものや、解約返戻金などが一定額以下の場合は、解約しなくてよい場合があります。
- ④ 自動車、バイク（一定の要件を満たした125CC以下を除く）の保有及び運転（他人名義のものを含む）は、原則として認められません。

※6ヶ月以内の就労により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処分価値が少ない場合、また病気や障がいのある方などで、その世帯の状況に応じ世帯の自立に向けて必要である場合などは、保有が認められることがあります。

なお、この場合は、保有を認めるものであって、使用を認めるものではありません。

- ⑤ 土地・家屋（不動産）は、活用することが前提です。

※現に居住しているなど、活用されているものは、保有が認められます。

ただし、処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合は保有が認められません。また、住宅ローンなどの債務がある場合も、原則として保有は認められません。

※高齢者（65歳以上）の方のみで構成される世帯で、所有する不動産が一定以上の価値がある場合には、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付制度（リバースモーゲージ）を活用していただきます。

なお、この貸付制度を活用するにあたっては、住宅ローンなどの債務が無いことや、抵当権の設定がされていないことなども条件となります。

## (2) 能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて働いて収入を得る努力をしてください。必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。

また、病気や障がいにより働くことが難しい方には、医師などの意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

## (3) ご親族への照会について

扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）から援助を受けられるときは、援助を受けてください。仕送りなどの援助が受けられる場合は、その金額分を収入として取扱います。

### <扶養照会について>

保護申請があったときや保護開始後においては、定期的に扶養義務者に対し、援助の可否について照会を行います。

この扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。

扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会を行いませんので、お申し出ください。

#### (扶養義務の履行が期待できない方の例)

- 生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期入院中の方
- 概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- 特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- 交流が断絶している方（例えば10年程度音信不通など）

#### (扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例)

- 家庭内暴力を受けて逃げている相手
- 過去に虐待を受けたことがある相手

※ これは例示です。これ以外にも事情のある方は、お申し出ください。

## (4) 生活保護制度以外の制度の活用について

年金や各種手当など、他の制度で利用できるものがあれば、生活保護に優先して活用していただくことになります。

例：国民年金や厚生年金といった公的年金、企業年金、雇用保険（失業手当など）、労災保険、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、介護保険、障がい者福祉サービスなど

## ●生活保護の決め方について

生活保護は、世帯（同一の住居に居住し、生計を一つにしている方は、原則として同じ世帯となります）を単位として、その世帯全員の収入の額と国が定めた最低生活費を比較し、不足する場合にその不足する額を生活保護費として支給されるしくみになっています。

### ○最低生活費とは

最低生活費は国が定めた基準で、衣食に関わる生活費や、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費や給食費、介護保険サービスが必要な場合の介護費、医療費などを世帯の状況に応じて計算した額です。

### ○収入とは

働いて得た収入、年金・手当など他の法律などにより支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯全体の収入を合計したものです。

#### 【生活保護を利用できる場合（保護開始）】

さいていせいかつひ <b>最低生活費</b>	
せたい ぜんしゅうにゅう <b>世帯の全収入</b>	ほごひ <b>保護費</b> ふそくぶん <b>（不足分）</b>

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合、生活保護の対象となります。  
この場合、不足分のみ保護費を支給します。

#### 【生活保護を利用できない場合（申請却下）】

さいていせいかつひ <b>最低生活費</b>	
せたい ぜんしゅうにゅう <b>世帯の全収入</b>	

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護の対象になりません。

## 5 まも 守られていること

- (1) 正当な理由が無ければ、すでに決定された生活保護を変更されることはありません。
- (2) 生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。
- (3) 生活保護により支給されたお金や生活保護を受ける権利を差し押さえることはありません。
- (4) 生活保護の決定処分（申請却下、変更、停止、廃止など）に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に埼玉県知事に対して、審査請求（不服の申し立て）をすることができます。

## 6 まも 守っていただくこと

### (1) とど で ぎ む ほうだい じょう 届け出の義務（法第61条）

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、生活の状況に変化があった場合は、すぐに福祉事務所に届け出てください。（詳しくは、8ページ『9このようなときは必ず届け出てください』を参照）

### (2) しどう しじ したが ぎ む ほうだい じょう 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。

指導・指示に従わない場合は、保護を受けられなくなることがあります。

### (3) せいかつこうじょう ぎ む ほうだい じょう 生活向上の義務（法第60条）

働ける人はその能力に応じて働き、計画的な暮らしをするなど、生活の維持・向上に努力しなければなりません。

### (4) じょうとくしんし ほうだい じょう 譲渡禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。



## 7 生活保護が開始となったら

- 生活保護を受けられる場合は、「生活保護開始決定通知書」をお渡しします。  
 また、生活保護の開始にあたっては、様々な制度の減免や免除の手続きが必要になりますから、担当のケースワーカーから手続きの案内について連絡があります。
- 生活保護受給開始後は、生活保護を受ける権利とともに、各種法律上の義務が発生しますから、担当のケースワーカーから改めて制度の説明を行います。制度の説明をする際には、この保護のしおりを使って説明をします。説明を受けられましたら、しおりはご自宅で保管してください。

## 8 保護開始となる場合には、次の手続きをしてください。

- (1) 生活保護を受けている方が、定められた手続きをすれば、生活保護を受けている期間は次のものの減免などを受けることができます。

種類	手続きをするところ
市・県民税	市民税課
固定資産税	資産税課
国民年金保険料	市民課（総合窓口）
NHK受信料	所定の減免申請書を郵送
保育料	保育幼稚園課

- (2) 次の保険証や医療費助成資格証などは使えなくなりますので、交付を受けた窓口に戻すなど手続きをしてください。

種類	手続きをするところ
国民健康保険	国民健康保険課
重度心身障害者医療	障がい者福祉課
子ども医療費	子育て支援課
ひとり親家庭等医療	子育て支援課
就学援助	学務課

## 9 このようなときは必ず届け出てください

### (1) 収入が増えたり、減ったりしたとき

- 給与収入額が変わったとき
- 年金などの受給手続きをしたときや、受給額が変わったとき
- 年金などが遡って、まとめて支給されたとき
- 仕送り金額が変わったとき
- 臨時的な収入があったとき  
(保険金、見舞金、慰謝料、国民健康保険税や介護保険料の還付金、国民健康保険等の高額療養費、各種過払い金の戻り、物品を販売した場合などの売上金、宝くじの当選金、動画配信などの収入 など)

#### 【注意してください】

- ◇ 収入の届け出は、「詳しく・正しく・速やか」に届け出てください。
- ◇ 借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど)や、現金と同様に使用できる商品券、電子マネー、ポイント(商品を購入した際に付くポイントなどを除く)も、収入とみなします。
- ◇ 届け出が遅れた場合、生活保護費を追加支給ができなくなることや、遡って生活保護費を返還していただくことがあります。

### (2) 世帯の中で、就労している方がいる場合

- 毎月、収入申告をしてください。
- 新たに働くことになった場合は、次の内容などについて報告してください。
  - ①就労先(会社名や仕事の内容、仕事の場所など)
  - ②雇用条件(正社員、アルバイト、パートなど)
  - ②勤務日数
  - ③給与について(月給、日給、時給の額、締め日、支払日など)
  - ④社会保険の有無や、ある場合はその内容
  - ⑤通勤方法(徒歩、自転車、バス、電車など)
  - ⑥いつから働き始めるか
- 仕事を辞めたときは、次の内容などについて報告してください。
  - ①いつ仕事を辞めたか
  - ②最後の給料はいつに支給されるか
  - ③社会保険がある場合は、いつまで使えるか

○正しく収入申告を行えば、次のような控除が検討できます。

就労収入に対する控除	
基礎控除	就労収入がある場合、受け取った額に応じて、国が定めた金額が収入から控除されます。
新規就労控除	中学校・高等学校を卒業した者や、入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間、職業に従事することができなかった方が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合、国が定めた金額が収入から控除されます。(6か月間に限ります。)
20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに国が定めた金額が収入から控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入の内、私立高校における授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金や前期授業料などの費用に充てることを、事前に福祉事務所が認めた場合には収入として認定しない取扱いとすることができます。	

### (3) 生活状況が変わったとき

- 世帯の人数が変わったとき(出産、死亡、転入、転出など)
- 病気やけがで医療機関にかかりたいとき
- 入院や退院したとき、妊娠したとき
- 介護サービスを利用したいとき
- 家賃、地代が変わったときや契約更新するとき
- 引越しをしようとするとき
- 健康保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
- 事故にあったとき(交通事故や仕事上の事故など)
- 進学(小学校、中学校、高校)するときや、大学進学を検討するとき
- 卒業や休学、退学などをするとき
- しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき
- その他、生活の状況が変わったとき(結婚や離婚も含む)

## 10 一時的な扶助を必要とする場合

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助（「保護の種類」p1を参照）と、臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助があります。

この一時扶助は事前の申請が原則で、必要に応じて支給されるものです。また、支給には一定の条件や申請期限がありますので、事前に担当ケースワーカーに相談・申請をしてください。

主な一時扶助は、次の通りです。

被服費	布団や被服（長期入院者や災害罹災者等で布団等が全くないか、全く使用に耐えなくなった場合等） 常時失禁者の紙おむつ（支給に際しては、主治医の意見が必要） など
移送費	転居の際の家具の運搬費、通院の際の必要最小限の交通費 など
家具什器費	最低生活に必要な炊事用具、食器、冷暖房器具の購入費（保護開始時や長期入院後など一定の要件に該当する場合に限る。また、故障による買い替えは対象外。） など
入学準備金	小学校・中学校・高校に入学する際の費用

一時扶助の項目は上記以外にもありますので、まずはご相談ください。



## 11 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、保護を必要としなくなった世帯について、生活保護廃止後に、就労自立給付金として一時金を支給する制度です。

### ○支給対象

安定した職業に就いたことで生活保護が廃止となった世帯

### ○給付額

上限額は単身世帯10万円、複数世帯15万円とし、保護を必要としなくなった月の前6月の収入充当額（就労収入から各種控除や必要経費などを控除した額）に10%を乗じた額を、最低給付額（単身世帯2万円、複数世帯3万円）に加える。

詳しい支給要件や申請方法などについては、担当のケースワーカーにご相談ください。

## 12 進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが大学等へ進学する際の支援を図ることを目的とし、進学準備給付金として一時金を支給する制度です。

### ○対象となる進学先

大学、短大、専門学校等

### ○支給額

自宅通学：10万円

自宅外通学：30万円

詳しい支給要件や申請方法などについては、担当のケースワーカーにご相談ください。

## 13 保護費を返していただく場合

### (1) 保護費の返還（法第63条）

- ① 生活上の変化や収入の増加により、月の始めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多い分だけ返していただきます。
- ② 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内で返還していただきます。

◇ 預貯金・生命保険・土地・家屋・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権などの資力のうち、現金化に時間を必要とし、すぐに生活に活用できず、やむを得ず保護を開始（継続）することがあります。

この場合は、いったん保護を開始（継続）しますが、資力が換金されたときは、それまでに支給した保護費（医療費・介護費などの現物給付を含む）をさかのぼって返還していただきます。

このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

#### （例えば）

- 生命保険などの保険金や解約返戻金を受け取ったとき
- 年金や手当などをさかのぼって受け取ったとき
- 交通事故などの賠償金を受け取ったとき
- 土地や家屋、自動車、バイクなどを売却したとき
- 市県民税や健康保険料などの還付金を受け取ったとき
- 高額療養費や高額介護サービス費などを受け取ったとき
- その他、金銭を受け取ったときで法第63条に該当するとき

### (2) 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条、法第85条）

事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときは、返していただきます。また、不正受給で特に悪質であった場合には、支給した額に40%を上乗せした額以下の金額を返していただくほか、3年以下の懲役または100万円以下の罰金となることもあります。

福祉事務所は収入申告額が正確かどうかの調査（課税調査）を行っています。

◇ あなたやあなたの世帯員が提出した収入申告書の内容と課税台帳（※）に記載された収入が一致しているか、調査をしています。

一致しなかった場合には、不正受給とみなされることがあります。

生活保護を廃止した後も、生活保護を受けていた期間について、同様に調査を実施します。

※課税台帳とは、給与や年金などの収入の情報が記載されている台帳です。（給与などの支払い主は、源泉徴収票と同じ情報を自治体に報告しています。）

## 14 医療機関などにかかりたいときは

生活保護法で指定されている病院や診療所を受診することができます。

受診する前に福祉事務所（生活支援課または各行政センター内各福祉係）で申請してください。医療券（各行政センター内各福祉係では連絡書）をお渡しします。

医療券は、月単位で医療機関ごとに提出していただきます。月が変わって受診するときには、新たに医療券が必要です。また、医療券（連絡書）を受け取りに来られない場合は、生活支援課にご連絡ください。

原則として、できるだけ近隣の医療機関を受診してください。また、同一の疾病（けが）は、一つの医療機関で受診してください。

- 会社などの健康保険証（社会保険）や自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証をお持ちの方は、医療券とともに提示して受診してください。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック）の使用を認めている場合は、原則として後発医薬品を使用していただきます。
- 休日や夜間など福祉事務所が閉まっているときや急病になったときで、福祉事務所に連絡が取れない場合は、生活保護の受給証を受診窓口で提示して治療を受けてください。福祉事務所と連絡が取れるようになったら、すぐに連絡してください。
- 通院にあたって交通費が必要な場合は、福祉事務所に相談してください。

### ● 施術の給付について

柔道整復（※）、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術を受ける場合は、医師の同意が必要となります。

また、施術を受けるときは「給付要否意見書」が必要となりますので、あらかじめ担当のケースワーカーに相談してください。

（柔道整復師が、打撲または捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要です）

### ● 小・中学校で、修学旅行や林間学校などに参加するとき

福祉事務所が発行する生活保護の受給証は、原則として世帯に対して1枚しか発行することができません。ただし、修学旅行や林間学校などに参加する際には、その旅行に参加する児童・生徒用の受給証を臨時に発行することができます。あらかじめ担当のケースワーカーにご相談ください。

期間中に病気やけがで病院を受診したときは、後日速やかに福祉事務所にご連絡ください。

## 15 介護サービスを利用したいときは

### (1) 介護サービスを利用できる方

「介護保険の被保険者（65歳以上の方など）」と「特定の病気にかかっている40歳から64歳までの方（医療保険（社会保険）に未加入の方）」で寝たきりや、身体が不自由なため食事、入浴、排せつ、身支度などに介護が必要な方です。

### (2) サービスの利用方法

介護が必要かどうかの審査を受けるための手続きを行います。また、手続き方法は、「被保険者の方」と「40歳から64歳までの方」で異なります。

なお、手続きの方法がわからないときや、手続きを済ませたときなどは、必ず担当のケースワーカーにご連絡ください。

	介護保険被保険者	40歳から64歳までの方
申請先	住民登録地の介護保険の担当	保護を受けている福祉事務所
留意事項（※）	介護サービスが優先	障がい者サービスが優先

※ 障がい者サービスと介護サービスで、同様のサービス（デイサービスやヘルパーなど）が受けられる場合の留意事項です。

## 16 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度

リバースモーゲージともいいます

この貸付制度は、一定の居住用不動産があり、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金を貸し付ける制度です。

事業の主体（貸付の実施や審査）は、都道府県社会福祉協議会が行います。

該当となる不動産を所有する場合は、貸付制度の利用が生活保護に優先します。

この貸付制度は法に定める資産活用となりますから、特別な理由がなく貸付制度の利用を拒否する場合は、保護の開始（継続）が困難となる場合があります。

なお、この要保護世帯向け不動産担保型生活資金の対象は、下記の条件を全て満たしている場合です。

対象世帯	対象不動産
<p>①生活保護が必要であると保護の実施期間が認められた世帯。</p> <p>②借入申込者の親、または配偶者以外の同居人がいないこと。</p> <p>③借入申込者及び同居の配偶者が65歳以上であること。</p>	<p>①不動産の鑑定評価額（土地のみ）が500万円以上であること。</p> <p>②借入申込者が単独で所有し、抵当権や借地権等が設定されていないこと。</p>



## 17 ケースワーカーについて

福祉事務所には、各地域を担当するケースワーカーがいます。

ケースワーカーは、定期的に家庭訪問を実施するほか、世帯の状況把握、保護決定に必要な調査などを行います。

ケースワーカーが家庭訪問をする際には、日常生活状況や健康状態をお聞きします。また、生活面でのお困りごとや心配ごと、生活保護のしくみなどについて分からないことがありましたら、ケースワーカーにご相談ください。

なお、お聞きした内容などの秘密は守られます。

## 18 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、福祉事務所と連携し、生活に困っている方をはじめとして、子ども、高齢者、障害のある方、ひとり親家庭の方などの相談に応じるほか、地域福祉の推進、さらに関係行政機関との連携・協力などを行っております。

## 19 福祉事務所でやっている支援

生活保護の受給中は、担当のケースワーカーが定期的な家庭訪問などにより生活の状況や健康状態などをお聞きし、あなたや世帯員の状況や希望に沿った支援の方針を立てて、支援していきます。

また、仕事ができる方の仕事探しの支援や、中学生・高校生の学習の支援も行っております。

### ◇ 就労支援

仕事を探している方については、就労支援員がお仕事探しの支援を行います。

就労支援員は、求職者情報の提供やハローワークの同行、面接の準備などの支援をします。

### ◇ 学習支援事業

久喜市が学習教室を設置し、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生と高校生に学習支援を行っています。

高校進学や大学進学など、それぞれの方の目標に向かって、勉強のお手伝いをします。

## 20 その他<sup>ほか</sup>

- 生活保護費<sup>せいかつほごひ</sup>の支給日<sup>しきゅうび</sup>は、毎月<sup>まいつき</sup>5日<sup>いつか</sup>です。ただし、5日<sup>いつか</sup>が土・日曜日<sup>ど にちようび</sup>および祝日<sup>しゅくじつ</sup>等の場合<sup>ばあい</sup>は、その前日<sup>ぜんじつ</sup>の開庁日<sup>かいちようび</sup>となります。
- 暴力団員<sup>ぼうりょくだんいん</sup>は、原則<sup>げんそく</sup>として生活保護<sup>せいかつほご</sup>を利用<sup>りよう</sup>することができません。
- 生活保護法<sup>せいかつほごほう</sup>は、日本国民<sup>にほんこくみん</sup>を対象<sup>たいしょう</sup>としています。  
ただし、在留資格<sup>ざいりゅうしかく</sup>などの要件<sup>ようけん</sup>を満た<sup>み</sup>す外国籍<sup>がいこくせき</sup>の方は、生活保護<sup>せいかつほご</sup>に準<sup>かた</sup>ずる取り扱<sup>と</sup>い<sup>あつか</sup>をします。